

## 第5回船橋市行財政改革審議会 会議録

1. 日時：平成15年9月2日（火）14:00～16:50
2. 場所：船橋市役所 10階 第3委員会室
3. 出席者：委員 加藤会長、石井委員、大西委員、鳥居委員、藤田委員、武藤委員、本木委員  
市側 砂川助役、平丸助役、平川企画部長、阿部総務部長、足立財政部長、新山行  
財政改革推進室長、林行政管理課長、高地職員課長、山崎財政課長 ほか
4. 議題：意見書の取りまとめについて

### 【議事】

会長： 定刻となりましたので、第5回行財政改革審議会を始めます。

本日は意見書の取りまとめであり、送付された資料の各項目ごとに順次進めてまいりたいと思います。訂正・加除の箇所がありましたら、皆様の総意に基づいて取りまとめたいと思います。

それに先立ちまして、少し私から申し上げておきたいと思います。

我々審議会委員の位置付けを明確にしておくことが、取りまとめにあたって必要だと思います。市長の下に企画部企画調整課があり、その中に行財政改革推進室がある。我々は行財政改革推進室において人選されて委員になりました。当然推進室と我々とは線で結ばれていますが、それは必ずしも実線ではなく点線程度の結びつきであるということでお考えいただければと思います。すでに審議会ではフランクにいろいろな意見が出されております。これを本日取りまとめて意見書に仕上げたいと思います。その際、市民の側に立ってまとめるという姿勢で臨んでいく。そのような点を最初に申し上げておきたいと思います。

では、まず「はじめに」からいかがでしょうか。

我々の姿勢が明確になる形でまとめたいと思います。お一人ずつお聞きします。

委員： 各種資料によって、市の財政状況が非常に厳しいという問題がわかります。国と同じように市民の方に痛みを求めることもありうる。そういうことを自覚して職員の皆さんも行動にあたる。それも当然のことです。しかも、費用対効果、経済原則を最前提にして考えていこう。しかし、基本には市民ニーズに対応するということがあるわけですから、「はじめに」については異存ありません。

委員： 私は、2ページの「場合によっては市民の方に～行動にあたる必要がある。」「費用対効果が大きい新たな市民ニーズに対応する」の部分について、表現が分かりにくいと感じましたので、再考していただきたいと思います。

委員： 特にありません。

委員： この文章を見ると、行政側でも私たちが言う以前に問題意識をもっています。問題はそれが実行されるかどうか。いつも言うように、それを誰がチェックするのか。心配なのはその辺だけです。

委員： 「はじめに」はしっかりとポイントを押さえていますので、特にありません。

委員： 「費用対効果が大きい新たな市民ニーズに対応する」の部分についてですが、「行財政改革は歳出の削減と歳入の確保だけに腐心するだけではなく、時々状況に応じた新たな市民ニーズに対応するためのものでもあり、」という表現でいかがでしょうか。費用対効果が大きいもの

と限定してしまうと、そうでない市民ニーズが生まれる可能性がありますから、そういう限定的な表現は避けたほうがいいと思います。

それから「失業率は上昇傾向にある」という表現で言い切ってしまうといいのか気になります。私は上昇傾向がずっと続いているという見方をしていないので、「失業率も改善の兆しがなかなか見えにくい状況にある」くらいでいかがでしょうか。

会長： 2 ページで「こと」という表現が続くので、整理してはいかがか。「痛みを求めることとなること」を「痛みを求めかねないこと」にするとか、3 行目の「腐心することではなく、」を「腐心するのではなく、」にするなど、考えていただきたい。

同じく 2 ページで、「審議回数・審議期間ともに限られたものであったため、」の次に「問題解決についての大枠の方向性を指摘するに留まり、」を加える。全体を通読してみても、はっきりと言い切れていないような部分もあるものですから…。

最後の段落の「船橋市がこの意見書の趣旨を尊重し、」の次に、「市民への情報公開を徹底しながら、市民とともに」を加えてはいかがでしょうか。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、次に「定員の適正化について」いかがでしょうか。

委員： 4 ページの文章は、コンセプトとしてはこれでいいと思いますが、例えば、5 行目にある「正規の職員で行うべきもの」は、誰が何を判断基準として判断するのか。「正規の職員で行うべきもの」の判断基準というのは、市民サービスの提供ができるものかどうかという気がします。一部修正をするとすれば、「正規の職員でなければ本来の市民サービスの提供ができえないものかどうかを検討した上で、」となるのではないか。議論した気持ちからそう感じます。

それから「類似団体との比較数値を縮小しながら職員数を削減していく必要がある。」というところも、一方で、類似団体との比較は一概には論ずることはできないとも言っています。類似団体との比較は大項目、小項目で比較していますけれども、類似団体よりも職員数が少ないというところもあれば、多いというところもある。総体的には 5%程度職員数が多いということですので、総体的な議論としてはこれでよろしいと思いますが、一方では一概に論ずることはできないといっているわけですから、「類似団体との比較数値の縮小を視野に入れつつ職員数の適正化を図っていく必要がある。」という気持ちではないのか。

職員数の削減については、「定員の適正化」という項目の中の話であり、大上段に「数値の縮小」あるいは「定員の削減」ということではないのではないかという気がしました。

もう一つ「高齢者をはじめとして個人・団体を問わず 56 万都市の有能な人材を活用することに特に留意願いたい。」の部分について、我々は議論していたので理解できますが、市民は理解できるのだろうか。何度も読み返してみても難しいと思いました。

委員： 4 ページの 3 段落目は、もっと簡単にして「その際、社会参加への意欲が強い高齢者が増えていることなどを考慮し、個人・団体を問わずいろいろな形で 56 万都市の有能な人材を活用することに特に留意願いたい。」ということはいかがでしょうか。

類似団体との関係ですが、確かに適正化とは基本的には職員の削減を求めるということです。ただし、類似団体との比較ということではなくて、「～等により、積極的に職員数を削減していく」というように簡単に考えました。

「再任用職員数の抑制といった運用の見直しが必要である。」という表現について、職員の再任用制度というのは、年金制度とのからみの中で官だけでなく民間においても就業機会を延長する

ということが出ていますので、「大幅な増員が予想されており、再任用職員の業務のあり方について市民の理解が得られるよう十分検討されたい。」というように、再任用職員についての市民の理解を求めるといっていいのではないかと。数の抑制というのはどうかなと思います。

委員： 再任用制度のところは、今の訂正でいいと思います。

会長： では、先程の委員の3点目の「高齢者をはじめとして個人・団体を問わず56万都市の有能な人材を活用することに特に留意願いたい。」の部分について、もう少し具体的にしたいかがでしょうか。細かい部分はこちらでまとめますが、補足することはございますか。

我々は読み尽くしていますのでさっと読めますが、市民の方がわかるようにしたいと思います。

委員： 例えば、NPOとか市民と行政との協働といった問題がこの文章には含まれていると考えていいのでしょうか。行政と市民とが協働の中で少しでも効率的で質のよいサービスを目指していこうということならば、そういう表現のほうが市民はわかりやすくないか。

私の理解が違っているのかどうか、皆さんの意見をお聞きしたい。

委員： 私はこれを言った一人です。公民館や女性センターなどで市内で活動しているNPO団体並びにこれから社会参画を強くしていこうと希望している団体をたくさん知っていますので、そういう人たちに公民館などの公共施設をやっていただけたらいいというイメージがあったものですから、それを念頭において、いろいろな形で社会参加をしていくNPOを始め高齢者の方たちのニーズを踏まえてというように解釈をしております。

その点、先程の委員が訂正した文章はすっきりしています。

それから「さらには市民・民間と行政との役割分担を明確にして、NPOをはじめとする市民活動との協働を進めるなどして」の部分なぜ削ったのか。これをもっと生かして表現できないでしょうか。

会長： 審議の過程で発言した委員から、「削除した部分を生かした形での表現を検討してはどうか。今の表現よりは、むしろ消された部分を生かした形が発言の趣旨であった。」とのこと。いかがでしょうか。

委員： これから日本は労働人口が減っていきますから、高齢者と女性の力を借りないと日本の活力は出ないと思っていますので、そのまま読み取ってしまいましたが、確かに「高齢者をはじめとして個人・団体を問わず」では漠然としています。削除した「NPOをはじめとする市民活動との協働」というものを頭につければ、高齢者の活用というのが生きてくると思います。

委員： これからは政策の立案段階で住民が参加するような形になるところを、どこかで触れているかなと思っていましたが、ここでしか触れていません。ですから、NPOなどを活用する時代になっているということ、この「事務の効率化を進めた上での職員数の削減であること」とまとめてしまうとわかりにくくなりますから、「これからは協力して、活用しましょう。」ということ、別にしっかりと入れたらいいと思います。

委員： 今の話をまとめると、「市民・民間と行政との役割分担～」というところは次の段落のほうの意味になりますので、「高齢者をはじめとして～」というところと一緒にした文にする。

「NPOをはじめとする市民活動との協働を進めるなどして職員定数を削減する。」となるから削られたと思います。次の段落の「事務の効率化を進めた上での職員数の削減」というのは上の段落の話ですので、上の段落の中に入れる。そして、協働することは必要なもので、次の段落として「NPOをはじめとする～」と「高齢者の社会参加」というものを一緒にした文章にしたらどうでしょう。そうすると、「社会の担い手としての役割～」というのもわかりやすくなると思います。

再任用のところですが、私が言った「抑制」とはこういうことです。再任用というのは職員が対象で、あるところでは、再雇用と再任用を分けていて、再雇用の中に、一般市民で民間企業を定年になった方を受け入れています。職員ばかりを再任用するという仕組みではなく、市民も再雇用するというような発想が必要なのではないかということを行ったのです。退職された60歳以上の方はまだまだ元気で、65歳まで仕事を続けていかなければ年金も出ません。職員だけが65歳まで続く、市民はないという発想ではなく、一般市民も含めて60歳以上の方の年金までをつなぐ仕組みを市として考えていかなければならないのではないかと。そういう意味であり、再任用全体の抑制という話ではありません。これから高齢者の仕事をもっともっと増やしていく必要があるという前提の上で、それを職員だけが再任用されるような仕組みは困るのではないかと、そういう意味です。

「抑制」という言葉が問題あるならば、はずしてもかまいません。

市民の再雇用ということをごここに入れられるならば入れていただければいいと思います。

委員： おっしゃることはわかりました。ただ、この段落は市職員の定年退職のことを言っているので、今のようなことは、先程の議論の高齢者をはじめとした人材の活用のところにうまく入れられないかと思えます。

高齢者の活用というのは、無償も有償も含めていろいろなことをここでは述べればいいのかという気がします。

委員： それならば、つなげるだけの話です。パラグラフが二つになっているような感じなので、これをくっつけてしまってもいいのではないかと。職員採用にあたっての問題をこの10行くらいで言っているとすれば、これは一つのパラグラフです。

しかし、先程の委員からは、職員だけが再任用されるということを今の社会状況の中で市民の理解が得られるだろうかというご提起です。ここだけを読みますとそのように受け取れてしまいます。

そうすると、削除された「市民・民間と行政との～」という部分が、私がわかりにくいといった部分の説明になっており、これを生かすということですので、それで結構だと思います。そこへ再雇用というコンセプトを入れていけば、ここは非常によくはなるし、市民の合意を得やすくなるのではないかと感じます。

委員： 高齢者のところで入れられるならば入れていただいて、無理であれば仕方ありません。

再任用のところは先程の委員が言われたように、高齢者をはじめとした人材の活用のところに入れるという形で結構です。

会長： 3ページの6行目の「努められたところだが、」を「努められたことは認められるが、」に、11行目の「目指しているところである。」を「目指しているというが、その実現、あるいは実行を望むものである。」に訂正願いたい。

委員： 審議会と市との関係で、審議会としての言葉にしようということですね。

会長： はい。ほかにはよろしいでしょうか。

次に「委託の推進について」いかがでしょうか。

委員： 最後の「ただし、委託したとしても～」の段落がとても大事だと思います。できれば「常に委託化に伴う評価が必要である。」というように「常に」を入れていただければ、議論の時の気持ちが伝わる気がします。

会長： 5ページの1行目「あげているところである。」を「あげていると認められる。」に訂

正願いたい。

委員： 「ただし～」のところでは委託化に伴う評価の中身とは何なのか。その後で書いてあることが評価の中身ではないかと思えます。そこで切って「また、～」としてしまうと、その後のことは委託化に伴う評価とどういう関係なのかという疑問がありました。

私は、サービスが過剰でないかどうかの検討やより経費が安くて同じ効果が上がる手法の検討、代替手段がないかの検討などすべてが評価だと思いますので、「委託化に伴う評価が必要である」というのを最後に持って行って、「～指導・育成といった委託化に伴う評価を常にすることに十分留意されたい。」というようにしたらどうか。

委員： それでは、評価の中身は、最初は適正なサービスが行われているかどうか、そして過剰でないかどうか、経費と効果の関係は適切かどうかということですね。「安全性、公共性が希薄とならないような受託先の指導・育成」というところは、少し文章を直す必要があります。「安全性、公共性が確保されているか」といった視点からの評価を行う必要がある。」というような感じでしょうか。

委員： 私が言っておきながらへんですが、今いろいろ聞いていて、「常に委託化に伴う評価が必要である。」ということはむしろ最初に言ってしまったほうがいいのではないかと。そして「また」ではなく「例えば」として後ろに細かいものを持っていったほうが、よりすっきりするのではないかと思えます。

委員： そのほうがいいですね。この文章のままで、「また」ではなく「例えば」ですね。

委員： 私はここで何が必要かということ、委託が目的ではなく、「委託したとしても行政責任はあくまで市にある」ということが大前提だと思います。それが市民サービスの前提ですから、そういう意味で、「委託したとしても行政責任はあくまで市にある」ということを最初に持ってきてほしい。「常に委託化に伴う評価が必要である。」その後が先程委員がおっしゃったように説明になっています。「また」ではなく「すなわち」という表現になりませんか。

会長： 「また」をとって「すなわち」ですね。

委員： そこで、先程私が言った「適正にサービスが提供されているかどうか」ということがまず入っていかないと、最初から「過剰かどうか」ということではありません。

委員： 評価ということはとても大切です。評価の順番もあると思いますので、しっかりとした文章できちんとすれば市民もわかりやすいと思います。

委員： 「適正なサービス」という表現ですが、過剰であるということは、適正でないわけです。「過剰なサービス」と振りかぶってしまうとどうなのか。むしろ「適正なサービスであるかどうか」という言葉がいいと思います。

会長： ほかにはよろしいでしょうか。

次に「給与の適正化について」いかがでしょうか。

委員： 最後の「このほか、年功序列的な処遇制度の見直しや、昇給停止年齢の見直し等についてもさらに検討されたい。」という中に、「退職金の優遇制度」というのも入れていただきたい。船橋市ではないというなら必要ありませんが…。

市： あります。

委員： 質問です。今人件費の比率が35%くらいだったと思いますが、国の総枠あるいは類似団体の総枠の中で、この比率というのはどうなのでしょう。

市： 手元に資料はございませんが、確か13年度決算ベースで、670程の市があり、比率の高

いほうから 18 位くらいだと思います。

市： これにはまやかしの部分のようなものがあります。全体の予算額が多いと比率は小さくなります。予算額が膨れていくと人件費比率が下がっていく。逆に予算規模が毎年縮小すると、人を減らして努力していても比率が高くなっていきます。

市： 船橋は予算規模が小さいので比率が高くなります。

会長： ほかによろしいでしょうか。

次に「公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について」いかがでしょうか。

委員： 私が発言した部分ですが、小型自動車競走事業に関する 9 ページの「なお、～」は、意見書の中では削除してもいいのではと思います。施設借上げ料については外部との特殊な一契約形態であり、ほかに経営努力もしていますので、この審議会で立ち入って書くことまではどうかという気がしましたので。

10 ページの最後の「～明確にし、市民に誤解のないよう区分すべきである。」は、「明確に区分することが望ましい。」程度でいいと思います。

委員： 8 ページで「廃止の方向で検討すべきである。」とありますので、「なお、～」は削除してもいいと思います。

10 ページの部分は、「望ましい。」だと弱くなりすぎないかという気もします。「市が負担すべきものと赤字の補填なのかを明確にし、市民に誤解のないようにすることが望ましい。」ということですね。区分するだけではなく、区分して赤字補填のようなものを明確にし、それをどうするのかという話に持っていくということなのでしょうから。区分すればいいという話ではありませんので。

委員のような訂正でもかまいませんが...

委員： でも、市民が誤解しているから区分しようということですよ。単なる赤字補填なのか補助金なのかの違いをはっきり市民にわからせないと、誤解されてしまうわけですよ。

委員： 私がこの発言をしたのですが、外郭団体について今の表現方式だと全部補助金という形になっている。ただこれは、市が料金設定をした上での施設管理などを任せただけのものがある中で、外郭団体の企業努力だけではどうしてもできないものがあります。そういうものについては、委託料なのか、本来市が負担すべきものであるのか、単なる補助金なのかを行政も市民もはっきりと理解した上で、業務を任せるのか任せないのか、金額はどの辺が適正なのかをきちんとしたほうがいい。それだけの話です。

今これについて市民が誤解しているかどうかはわかりませんが、今の形態の中ではそういうようにして、補助金というひとまとめの中で表現されるべきものではないのではないかという趣旨です。

委員： 区分させることで市民がはっきりわかればいいわけです。

委員： 9 ページの終わりのほうの「今後、～」の段落の次に、「なお、～」という補助金の位置付けの段落、その次に「その際、～」の経営体質を強化して自立を促すという段落というように、文章構成を入れ替えれば、市からの人的・財政的支援を抑制することが望ましいというように方向性も提案できるので、単純に入れ替え作業だけでよろしいのではないかと。

委員： これは赤字補填、これは補助金というように前半部分に付ければいいということですね。

委員： はい。それでなおかつ、赤字補填の時には抑制することが望ましいという解釈になり

ますので。段落を入れ替えることによって、最終的に「人的・財政的支援を抑制することが望ましい。」ということになります。

委員： 論理的になりますね。

「今後、外郭団体の運営について、～仕分けをしていくべきである。」

「その際、市で行うべきものは、外郭団体への補助金については、その性質が施設・業務の委託料に関するものなのか、本来、市が負うべき負担金に関するものなのか、団体への赤字補填的な補助金なのかを明確にし、市民に誤解のないよう区分すべきである。」

「その上で、外郭団体で実施する方向性が示されたものについても、外郭団体の経営体質を強化して自立を促し、市からの人的・財政的支援を抑制することが望ましい。」

この辺少し工夫が必要かもしれませんが、そういう流れでよろしいかと思えます。

会長： 9ページの「次に外郭団体の現状として、～」の段落と、次の「また、財政支援や～」の段落の最後がいずれも「ところである。」とあるので、修正していただきたい。

ほかによろしいでしょうか。

それではここで休憩にいたします。

(休憩)

会長： 再開いたします。

「受益者負担の適正化について」いかがでしょうか。

委員： 保育園の民間委託について、最後の表現が随分きつと感じます。「弱者救済や少子化対策という名のもとに無制限に税金を投入することが容認されるわけではない」。そのとおりだと思います。もう聖域が設けられるような状態ではないという前提の中で、今まで議論を進めてきました。

「民間委託など保育園に要する経費の削減」。ここで民間委託ということが出ています。私は4ページ(2)の「公共施設や業務の委託については、～」の部分と保育園の民間委託の部分と一緒に考えられないかと思えます。委託という部分を取り上げている点では同じです。5ページの委託の問題を最後に集約したただし書きの部分は非常に評価できるものと考えています。なぜなら、「行政責任はあくまでも市にある」ということ、「経済性が先行して市民サービスや安全性、公共性などが希薄とならないような受託先の指導・育成」というのは非常に大事です。従いまして、ここで「民間委託など保育園に要する経費の削減努力が必要なことに留意願いたい。」とさらりと流していますけれども、「民間委託の検討にあたっては『(2)委託の推進について』の原則について十分配慮する必要がある。」ということ、あえて入れておく必要があると思えます。

会長： ここは市民の方から多く意見が寄せられたところですね。

委員： 保育園の関係で市民の方々が心配しているのは、行政責任を放棄してしまうのかとか、あるいは民間委託された場合にこういう部分が心配なのだということです。それは総括すれば、5ページのここに集約されてくるわけです。

委員： けれど保育園だけが聖域というわけではないですね。

委員： そうです。

委員： これからますます収入が減ってくるという状況にあっては、やはり聖域は認められない。

委員： 聖域が認められないという前提はやむを得ないと考えています。ですからそういう中できつい表現ではありますけれども、「弱者救済や少子化対策という名のもとに無制限に税金を投入することが容認されるわけではない」、聖域を設けないと言っています。そういった議論の中で、学校の校舎の問題は非常に関係者が多いので十分に市民の意見を聞きながら対応するというお話が出ましたので、同様に「民間委託などについては(2)の委託の推進で検討された原則について十分配慮する必要がある。」と。なお書きでも構わないのですが…。

委員： しかし、この審議会の性格というのは総論の骨組みを作るというものなのでから、実際に保育園を民営化するかどうかは各論の部分で、当然委員会なり審議会が作られるわけでしょう。ここで論議する問題ではないのでは。

委員： それならば、この民間委託という言葉は、(2)があるわけですから、そちらへ吸収して、ここではあえて例示として保育園の民間委託について入れる必要はないのではないかと。

委員： 「受益者負担の適正化」の欄で保育園の民営化について述べる分には、その可能性があまりよ程度の意味になりますが、(2)で述べると保育園を民営化すべきだという意味になってしまうのでは。

会長： 市民の方々の発言を見ますと、そこをすごく心配されています。私は、それは是非避けたいと思います。

委員： 私もこの3行はここに入っていいのかと漠然とした感じで読んでいたのですが、ここで入るから不自然なのだと、今のお話でわかりました。(5)は受益者負担の適正化についてであって、保育園の民間委託の件であれば(2)の方に入れなくてはいけないのでは。

委員： それだけのサービスを受けるのだから、これだけ払わなくてはいけないというのが受益者負担の原則でしょう。だけど、市としては、それだけのサービスが出来なくなりました、と…。

委員： ここでたまたま保育園の話が出ていますが、例えば高齢者福祉施設などについてもすべて関係してくると思います。公共施設の民間委託という全体的な観点から、この3行はここではなく、本来(2)に入るべきだと思います。

委員： 保育園の話が「(5)受益者負担の適正化について」の中で例示的に出てきているにもかかわらず、文章の大部分を占めています。そして、民間委託についていろいろ議論のある問題です。なぜ民間委託をするかという、経費の削減努力の一つとして民間委託という選択肢もありますよという程度のことなのでしょう。ならば、あえてここに入れる必要はなく、むしろ、(2)のところで表現を変えたらどうか。

委員： 運営努力によって赤字が垂れ流しにならなければ、民間委託の必要はないわけですよ。

委員： 今、少子化で、みんなで子育て支援をしようとする国の優先順位があるところであり、財政状況が厳しいことはわかりますけれども、これを子どもを持つ親が見たときに、夢がなくなると思います。私は、船橋市の福祉が日本で一番でもいいと思います。一番良い支援をしても構わないけれども、財政状況が厳しいわけですから、ここでいう必要はないのですが、民間委託によってもっと安く内容も良くなるということを教えてあげないと。

ここでは、高額所得者の人にはもっともらっていいのではないですかということを書いて、保育園の民間委託については、どこかできちんと「良かった。これで子どもを持てる。」というものを若い人たちに与えてほしい。大事なことだと思います。

安心して住める船橋市なので、次の世代の担い手になる若い人たちが、冷たい行政の対応だと思わないように、誤解のないようにしていただきたい。

会長： まとめたいと思います。もし入れるとすれば(2)のところで具体的にどんな言葉を入れればよいですか。

委員： 「保育園の民間委託について、(2)委託の推進で検討された原則について十分配慮する必要がある。」ということをお願いなのですが、先程のように、「たとえば」という中で論ずべきものなのかという議論は確かにあります。委託という問題をここで取り、広い意味で(2)に含まれているということで良いのではないかと。

委員： 「弱者救済や少子化対策という名のもとに無制限に税金を投入することが容認されるわけではない」というのはきつい表現だと思います。今まで無制限に税金を投入したのかというと、決してそんなことはないはずで、ですからこの表現はとって良いと思います。

あえて入れるならば、(8)の方で「扶助費が財政硬直化の大きな要因となり、他の経費を削減して扶助費に振り向けることが限界に近づいていることも事実である。」といった似た表現がありますので、そこに含めるか。

それから、民間委託の問題については、入れるとしたら(2)だと思います。(2)では具体的にどのような施設を委託するという話は書いていませんが、審議会では大枠の話をして個別の話はしないということでしたから、(5)の「たとえば～」のなかで述べるべきではないと思います。

委員： 市民からこれだけ多くの意見が寄せられたわけですから、私達審議会としましては、何らかの意思表示をしないといけないと思います。「たとえば～」ではないと思うので、(2)の方で保育園について触れていただく。多くの市民の方達は質が悪くなると懸念していますが、市が委託してすでに開園している園では、時間延長やおやつに関しても手厚くしています。不安を払拭するそういった文言を入れながら、「審議会等にこれからのことは検討願いたい。」といった形で、特別に保育園という言葉(2)に入れてはいかがでしょうか。

委員： 反論するようで申し訳ないが、あれだけ市民の声があるというけれども、私は圧力団体の組織意見だと思っています。私達はそういった人達の意見のために船橋市の基本的方向性を曲げたくないと思います。無視しろというわけではなく、圧力団体の意見も市民の一意見としてお聞きしましょうということです。私達だって何でもいから民営化しろというわけではない。継続できるものは継続した方がいいと思うが、何しろお金が無いのだから、保育園だけ特別待遇はできないと言っているのです。私は不愉快です。ああいう圧力をかけてくるのは。

委員： 私も、受益者負担の中で施設の委託が出てくるというのはふさわしくないと思います。(2)の中で保育園という言葉(2)を特別に入れるかということですが、委託の基準等についてしっかりと述べているので、あえて保育園について例示でも入れる必要はないと思います。

委員： (4)では国民健康保険事業、小型自動車競走事業、中央卸売市場事業などについて、こうすべきだという議論をしています。そのような中で、保育園については、例えばという形で、経費削減努力が必要というなかで民間委託という選択肢もあるだろうという程度にも関わらず、ここで大きく取り上げてしまっている。議論の整理が必要だと思います。

委員： ここで保育園という言葉を入れるとまた騒ぐでしょうね。誤解が大きいです。私達は何も保育園を全部委託して経費を削減しろだなんて考えていない。けど、「これ以上市の財政状況が厳しくなった時には保育園といえども聖域ではありませんよ。」ということを行っているわけで、市民にはわかってもらえると思います。これからは福祉だけが特別でなく、全体で痛み分け

になると思います。あとは個々の事情によって痛み分けすべきか考えるのでしょうか。

委員： 本審議会の性格は、前回助役さんから説明があったとおり、個々の問題についてその是非を議論するものではなく、市のポリシーとしてどうあるべきかとか、市民の公平な負担がどうあるべきかを議論するものです。保育園のあり方のような個別なものを議論する場ではありません。そういう前提ですから、委託する場合は別の場で審議されるはずで。

委託の方向については、現在の状況からすればやむを得ないと思いますが、その場合は最低限こういった部分を守られるべきであろうという整理はすでに(2)でされています。だとすれば、ここで保育園を載せる必要はないのでは。

委員： 個別の話はしないということから、5ページの「例えば、福祉施設や下水処理場など」が削除されてしまったと思うのですが、11ページの3行をほかで書くとしたら、この表現を消さずに元に戻すという方法もあると思います。福祉施設に保育園も含まれていますから。

会長： 私も、この3行は非常に厳しい言葉ですから気になっていました。市民の意見に何らかの形で答えなければという観点から、「民間委託など保育園に要する経費の削減努力は必要だが、その際には利用者との意見交換を十分にしていきたい。」というような考えでいましたが、おっしゃるような形で市民の方々におわかりいただけるのであれば、その方がすっきりしていると思います。

委員： 委託の選択肢が消えたわけではありませんから、広範囲に検討していただかないといけないことは事実です。

委員： 受益者負担の適正化ということで問題になっているのは、高額所得者の保育料が安いということです。要するに、高額所得者の人にはもう少し見直していただくのが本当の適正化ではないかということです。船橋市が他市と比較して保育料が安いといったことは言う必要がなく、その辺はさらりと「保育料の上限についてのみ検討する必要がある。」としてはいかがでしょうか。もっとスマートな表現をした方がいいのでは。

委員： 高額納税者からもっと取りますというのであれば、そういうことをはっきりと説明しておかないと納得してもらえません。

委員： 市民の相応の負担、公平な負担が受益者負担の適正化ということです。その例示として保育料の問題が出ています。これは妥当な例示だと思います。ただし、委託については別の場所で議論されているわけですから。

委員： 委員として言っておきたいのは、民営化うんぬんよりも、市の財政いかんによっては民営化もありうるという道だけは残しておかなければならないということ。保育園だけは絶対に民営化できないものだとして理解されては困る。ともかく、この先市の財政がどうなるかわからない。団塊の世代はこれから退職していきますから、その退職金だけでも相当市の財政を圧迫します。その時にどうしたらよいかということです。とにかく誤解のないようにしていただきたい。

委員： 子育て支援というのはとても大きな問題です。このまま財政状況が厳しくなると、介護保険のように育児保険を創設する議論が出るかもしれません。今のところは高額所得者が安いということだけを言って、あとの検討はほかのところでしたらということですよ。

委員： 共働きで給料の半分くらい保育園にとられたら何のために働いているかわからないという声は絶対出ます。でも先程の公平の原則からすればやむを得ないと思います。理解していただくしかありません。

会長： 整理をしますと、11ページの「また、～」以降3行はカットしまして、5ページの「例

えば、福祉施設や下水処理場など」を生かし、保育園については福祉施設に含まれているという考えでいかがでしょうか。事務局の方はいかがですか。

市： 例えば「保育園をはじめとする福祉施設」という形で入れるのであれば、審議会としての方向性を示せたということが言えるのではないかと思います、いかがでしょうか。

委員： 私も素人だから福祉施設に保育園が入ると言われてもピンとこない。だから、そのように入れたほうがわかりやすいと思います。

委員： 文章的に落ち着きますし、その下の段落で、運営についても必要なサービスが行われているのかしっかりと市が見ていくということがよくわかるので、いいと思います。

委員： 「例えば、保育園を含む」という表現では。

委員： 福祉施設は保育園と老人関係のほかにあるのですか。

市： あります。障害者施設などがそうです。

委員： だったら、「保育園をはじめとする」が妥当では。

会長： では、「はじめとする」で。ほかにはよろしいでしょうか。

なければ「全般的な事務事業の見直しについて」いかがでしょうか。

委員： 14 ページで「中核市に移行し千葉市と同等の権限」とあるが、政令指定都市である千葉市と本当に同等なのですか。

市： 政令指定都市との大きな違いというのは、小中学校の教員の任命権、児童相談所の設置などが中核市にはありません。確かに、同等というのはどうかという気がしますので、「千葉市と同等の」という表現はカットした方がいいと思います。

委員： 中核市に移行したうんぬんの話ではないと思います。もっと簡単に、「最後に付け加えるならば、広域的な事務事業のあり方については船橋市が先頭に立ち、県を巻き込んだ広域的な事務処理の体制づくりなどについても積極的に検討されたい。」でどうか。一部事務組合を作るなどいろいろな方法を検討して、広域的なものを何でも船橋市で抱え込んで一自治体でやっていくことはどうなのか、ということをごここでさらりと言いたいわけです。

「最後に付け加えるならば、広域的な事務事業のあり方については船橋市が先頭に立ち、県を巻き込んだ広域的な事務処理の体制づくりなどについても積極的に検討されたい。」あとは、県だけでなく「県及び近隣市を巻き込んだ」とするか。その程度でいいと思います。

委員： 中核市になったのだから、近隣市を巻き込んで、船橋市が旗を振ってやっていけないのではないかと。例えば、中核市のメリットを生かして先頭に立った体制づくりをするような。

委員： 本来県がやるべき事業を船橋市がやっているという話がありました。それを県に戻してしまおうという議論はなかったと思います。委員が県との役割を見直そうと言った時に、私は、「中核市になって権限も増えたのだから、もう少し積極的に道路関係からやったらどうか。」と。そのあと「そういう事なら周辺の市町村を取り込むような組合のようなものを作ってやったらどうか。」と話があったと思います。

「広域的に出来るものに関しては検討したほうがいい。それも中核市なのだから、近隣市に対しては少しリーダーシップを発揮しながら中心的にやっていくのがいい。」というようなことを、最終的には言うべきなのだろうと思います。

委員： 中核市だからといってリーダーシップをとるというのは、ほかの市からすれば抵抗があると思います。与えられた権限の中で、それぞれの市が自分たちの仕事を一生懸命やっている。その中でも広域的なものはある。そういったものについては、中核市だろうが町であろうが村で

あろうが、広域的に組合など何らかの形を作ったほうがいい。

委員： 「最後に付け加えるならば」とありますが、ここではあえて「付け加える」と言わなくてもいいという気がします。

委員： ここで大切なのは県と船橋市の事務事業のあり方です。中核市に移行したから、あるいは千葉市と同等の権限があるからということではなく、千葉県と船橋市の事務事業のあり方について、当審議会として方向性を提言したいということだと思います。そういう意味では、「県を巻き込んだ広域的な」という表現の中には近隣市町も含まれている。今、合併の世の中ですから、当然そういう発想を持って、よろしいのではないかと思います。

委員： 中核市になって初めての審議会ですから、中核市については触れないといけないと思います。

会長： 「最後に付け加えるならば」を取り、「千葉県と船橋市の事務事業のあり方について、中核市に移行し、権限が拡充したメリットを活かし、船橋市が先頭に立ち、県を巻き込んだ広域的な事務処理の体制づくりなどについても積極的に検討すべきである。」でよろしいですね。

それから、最初の「一定の成果をあげてきたところ」の「ところ」という表現を修正していただきたい。また、一番下の行で、「進める必要がある。」の次に「が、市民への事業内容のPR活動を望みたい。」と加えてはどうか。知らない人が多いので。

そして、14 ページ上から 3 行目「考えられるが、」の次に、「地域によって状況が異なっているので」を入れたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

次に「市税等の確保について」いかがでしょうか。

委員： 「市の事業は自らの税等で行われていることを自覚してもらうために、市民への啓発活動を行うなど、市民の納税に対する意識を高めることが必要である。」の部分ですが、これは基本的なものですので、この部分は後段に持っていきたい。「徴収に努めることが必要である。」として「特に滞納分の」と続けるのがいいのではないか。

後段への持っていき方ですが、原案の「自らの税等」「自覚してもらう」「啓発活動を行う」「意識を高める」とかの表現は、行政主体で住民に対して行政が力をかけているという感じの表現になっている。もっとさらりと、「なお、市税等と市民サービスとの関わりについて市民により理解を求めるために、情報公開の充実や市政への住民参加の機会を多く設けるなど、出来るだけ行政を市民に身近なものにするよう努められたい。」としたらどうか。税と料金とサービスの関わりを理解した中で納税意識がかもし出されるような雰囲気づくりをやってもらいたい、という程度のもので良いのでは。

委員： 今の委員の意見には、行政もそれなりの努力をしていって市民に理解を求めていくという表現が多分に入っていると思うので、よろしいと思います。

委員： 払える人が払わないなら、あらゆる手段で取ってもらいたい。払えない人から無理やり取るのはかわいそうです。市が行政をやるのはお金がかかるということを、市民に納得してもらう必要があると思います。払えるのに払わない人がいるのはおかしいわけですから。納得すれば市民税が高いと文句を言わなくなります。

委員： 審議会を通して思うことは、歳出に関し削減すべきことが検討されておりますが、一方、歳入のことも考えるべきだと思います。地方税の滞納に関して義務として払っている人と払っていない人がいるということは公平ではない状態ですから。

例えですが、商人であれば、納入した商品の代金は払ってもらえるまで何回も足を運びます。滞納者から徴収するという事は、自治体の本気度につながると思います。例えば、東京都では職員の意識改革をもって徴収率90.4%まで低下していたものを96.2%まで回復させたということです。徴税の公平さを確保することは大切なことだと思います。

払えない事情を抱えている人に関しては、相談をすればよいのですから。分割にするとかいろいろの方法があると思いますから。

納税義務に対して市民の理解を得られるよう、より努力してほしいと思います。

会長： 「市民への啓発活動」といった表現についていかがでしょうか。

委員： ここでは、市役所内での申し合わせのようになっていました。先程の委員がおっしゃった表現でいいのでは。「税金を納めましょう。」というPRはどんどん流してほしいと思います。

新聞で見たのですが、宮崎市の納税管理課の職員が、ある日東京都内の会社員宅を未納の固定資産税13万円徴収のため訪れ、会社員はその姿勢に驚きつつも感心したと。宮崎市では首都圏へ8人を派遣し、市税の累積滞納28億9,000万円のうち1億800万円徴収できたとのこと。旅費などの経費は約100万円でした。

やはり努力によって成果が上がると思います。滞納拡大につながらないためにも。

委員： 課税客体というのは納税者ということですか。

委員： 必ずしも納税者ということではありません。所得、資産など、その税の性質によって所得に対する課税であったら課税客体というのは所得になる。資産に対するものであれば資産になる。人的課税であったら人になる。

委員： 「課税客体」を厳密に分ければそうかもしれないが、要するに税金を払う人という意味ですね。「課税客体」を「納税者」に、「自らの」を「市民の」にしたほうがわかりやすいと思います。

要するに「市民の皆さん、税金を払ってください。」ということでしょう。市の行政は皆さんの税金で賄われているからということですね。例えば、すぐやる課のようなものであれば、すぐ来てくれるから市役所も大変だと目に見えて感謝する。実際は、目に見えない影の部分で相当行政サービス、行政努力をしてくれていると思っているが、そういうことを市民は普通わからない。それをどうやって市民にPRして、理解してもらおうのかということです。

会長： 「課税客体」を「納税者」にする。「自らの」というところはどうでしょうか。

委員： 「市の事業は自らの」ですと「自ら」というのは市と誤ってしまいます。

委員： 私たちとしては、市の方にもっと徴収の努力をしてくださいということを伝えられればいいと思います。そのことを市民として要請すればいいのではないですか。

委員： そこで、一般の人が読んだ時に、審議会の結論を理解してもらいたいということです。

委員： なぜここで課税客体という言葉を使ったのかですが、納める人が誰であるかを確かむだけでなく、どういうものについて課税しているのか。それをきちんと把握しなさいということだろうと思います。誰が納税者というだけでなく、その納税者がどれだけの、何に対して、どういうものを本来納めるべきものかをきちんと把握してやりなさいということです。

それから、単に納税者の把握というとは誰が納めるのかということですが、そうではなく、金額、資産、事業所の面積、償却資産などを把握しながらやってくださいという意味合いがここに含まれている。

委員： 正確に把握できていないということですか。

委員： やはり漏れはあります。申告制のものについては未申告のものもあるでしょうし。

委員： 一般市民は、課税客体という言葉はわかりにくいですね。

委員： 「課税対象」ではどうですか。

委員： 市民はそのほうがわかりやすいと思います。

会長： それでは、「課税客体」というところは「課税対象」と改めることとします。

委員： 「どちらについても、～」のところで、確かにこのような議論はありましたが、「税や徴収に対する意識の高い職員を配置する」という表現はいかがでしょうか。

市税にしても公共料金にしても、徴収というのはものすごく大変なことだと思います。ですから、意見書の中に入れるということは気になります。

委員： 意識を高めてほしいということはあるのですが、今一生懸命やっている職員に失礼ですね。

委員： 私も賛成です。このような表現は誤解を招き易いですし。この部分を取って、「職員の配置体制や」という表現でどうか。ただ増員すればいいというのではなく、質の問題だとかいろいろありますよということに触れておいてもらいたい。

会長： 増員に頼ることなく、「職員の配置体制や」ということですね。「同様の知識・経験」というところはどうですか。

委員： これは「意識の高い」という表現があるから「同様の」という表現になったと思いますので、これを取ることによって何か付け加えなければいけないのでは。

委員： 「同様の」を取ってしまえばいいのです。

委員： 非常勤職員で税金を徴収することは、法的に問題ありませんか。

市： 問題ありません。

委員： 確かにこれは、徴収コストの問題を職員の配置体制ですとか非常勤職員の活用によって、コストを抑えながら効率的な徴収をしていくということでしょうから。

会長： 「同様の」をとって「知識・経験をもつ非常勤職員を～」としてよろしいでしょうか。

委員： 対案が頭の中に浮かばないから難しいです。職員は精一杯やっていると思います。例えば、最後の部分で「口座振替制度の利用率を向上させる」とありますが、私の経験からも、口座振替の利用率を高めることはものすごく大変です。結局は市民に納得してもらわないと、こうした施策というのは生きてきません。

対案が頭にあればよいのですが、対案がありません。口座振替制度の利用率を高める方法なんて、そんな簡単にはありません。

委員： ここの場合は、具体論を論ずる場ではないですから。

委員： 具体論を論ずる場でないけれど、自分なりにこういうふうにするべきだという対案が頭の中にあるからこのような議論ができると思います。しかし、これについては、対案が頭に浮かばないだけに、表現だけのものになってしまって苦しいものがあります。

委員： 新聞によると、管理職を使えば残業手当がかからないので、夜討ち朝駆けのようなことをしているところもあるようです。

委員： それは、管理職にも家族もあるでしょうし…。

委員： 「意識の高い人」というのは戦略です。その担当課の課長がお考えになって工夫をすることであり、口座振替依頼にしても、例え 50 通出して 3 人しか手続きをしなくても、翌月からは徴収に行かなくても入ってくるわけですから、そのような地味な努力が必要です。徴収する以

上はどのような戦略でも入ってくればいいわけであり、それにより市民としての意識が高まり、納められてよかったという人を増やせばいいわけですから、あえてここで「意識の高い人」は必要でしょうか。

もっと大きな問題は、市役所の職員が船橋市内を回ることは、しがらみがあったりして難しい問題があるのでは。広域に弁護士とか機動的な人を集めて、広域的なものが今後必要になると思いますが、市の職員がどのような努力をしていくのかということは、市にお任せします。

委員： 当たり前なことをあげることがこの審議会なのでしょうかとという疑問はあります。そのひとつの例示として口座振替制度をあげたのですが、むしろ審議会で言うべきことは、法律専門家を含めた特別のプロジェクトを作って個別対応を徹底するという話になるのかなと思います。

委員： 滞納以上に弁護士費用がかかってコスト削減になりません。結局何回足を運ぶかは、職員の熱意で分かれるのでしょうか。一番簡単なのは、徴収金額のリベートを何%とすれば必死に徴収に行くのでしょうか…。

委員： 納税貯蓄組合というのは納税率によって報奨金がありましたよね。

委員： 一括で納付すれば何%か安くなるという制度もやめました。やめても収納率は変わらなかったのでしょうか。

委員： あまり変わらないのではないですか。

委員： 収納を民間委託できないのでしょうか。

委員： あの人があれば払うということになってしまうということもあるのでは。

委員： それは良くありません。ノルマによって稼ぐというのは民間企業であって、公務員というのは、一定の業務をして給与をもらうという仕組みですから。ここの「意識の高い」という意味は、払う人からは絶対に文句ばかり言われるわけですが、それに耐えて徴収してこれる忍耐強い職員という意味ではないのかと思います。そのようには書けないので、「意識の高い」と書いたのでしょうか。これは地道にやっていただくしかありませんので、そのような表現で訂正が出たということによろしいと思います。

会長： ほかによろしいでしょうか。

次に「扶助費の見直しについて」いかがでしょうか。

委員： 先程指摘したように、11ページの「弱者救済や少子化対策という名のもとに無制限に税金を投入することが容認されるわけではなく、～」という文章を書き加えるかどうかということでしょう。

先程の話で11ページの部分を削除するということであるならば、ここでは11ページと同じ趣旨の内容になっているとは思いますが、ここをもっと厳しく、福祉も聖域から外れている、そもそも聖域はないということを言うとするならば、そこに少し書き加えるということがあるのではないかと。

例えば、16ページで「他の経費を削減して扶助費に振り向けることが限界に近づいていることから、扶助費についても徹底した必要な見直しを徹底する必要がある。」というようなことです。

会長： ほかによろしいでしょうか。

では最後の「普通建設事業の取り扱いについて」いかがでしょうか。

委員： 5ページにもPFIが出ていましたが、PFIの説明についてはどうでしょうか。説明を入れるとしたら、どのようにしたらいいでしょうか。

委員： 新聞ですと括弧書きがありますね。PFIを知っている市民がどのくらいいるかという

こともありますので。

委員： 5 ページにも PFI とありますので、そこに「民間の財源やノウハウを活用した事業方法」というようなことでしょうか。

会長： 前回の行政改革推進委員会の意見書の中でも、括弧付きで「民間資金等の活用による公共施設の整備」とあります。

それから、18 ページの 7 行目「増嵩」は、市民になじみがないので「増加」という言葉でお願いします。

前の審議会で出ました信託事業についてはいかがでしょうか。

委員： 例えば、土地を信託して、その中で受託者がその土地を利用して公共施設やマンションや事務所などを合わせて土地利用を図り、一定の利益をあげ、その一部が市の収入になる、というような手法が取れるなら、経常的経費分もその中で賄えるのではないか。以前土地信託という方法があるようなことを聞いたことがあります、その後市のほうでは調べましたか。

市： 前回副会長が言われたように、今は PFI に置き換えられて事業が進められているようです。

会長： では入れられませんね。ほかにいかがでしょうか。

委員： 意見書についてということではありませんが、特別会計について、共通の基準を設けた財務諸表の作成はしているのでしょうか。

歳入・歳出という観点から具体的な政策についての議論を進めてきましたけれども、一方では管理手法の部分について考える必要はないのかどうか。例えば、特別会計について民間の企業的手法を活用した財務諸表の作成ですとか、最近他市で予算を節約したら翌年度その分を上積みするといった新聞報道がありました。そういった手法を検討する時期ではないか。官庁会計は企業会計とは違います。ですから先日の新聞のように、政府の特別会計についてこういう手法を取り入れるべきだと、新聞がこんなに大きく取り上げるわけだと思います。同じことが市の特別会計でも言えるのではないかと思います。

歳入・歳出の具体的なものを検討すると同時に、予算編成あるいは管理システムの中で考えていくというものがあるという気がしました。

これについては、加えるかどうかというのは別問題です。

会長： それについては加えるということまではいかがなものでしょうか。

委員： そこまで私も検討していませんから結構です。

会長： ほかになければ、これで本日の審議は終わりにしたいと思います、これらを整理しまして 9 月 8 日に私と副会長とで市長に提出する予定であります。ほかの委員の方も出席していただいてもかまいません。

本日はこれで閉会いたします。

(閉会)